

第 93 号 議 案

長崎県公立大学法人への出資等に係る不要財産の納付の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第5項の規定に基づき、長崎県公立大学法人への出資等に係る不要財産の納付について、認可するものとする。

資産の種別	所在地	地目・施設名称	構造	地積・延床面積
土地	長崎市岩見町68番	宅地		412.10平方メートル
建物	長崎市岩見町68番地	留学生宿舍	コンクリートブロック造陸屋根2階建	188.80平方メートル

令和8年9月7日提出

長 崎 県 知 事 平 田 研

（提案理由）

長崎県公立大学法人から地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定に基づき申請のあった不要財産の納付を認可することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。